

飲食店の面積の把握方法について（条例第21条関連）

条例第21条第1項第2号に規定する特例第2種施設の小規模飲食店に該当するかどうかの判断は、飲食店の事業の用に供する床面積等を基準としており、その取扱いは次のとおりとします。

（1）床面積について

ア 飲食店営業許可申請書に記載した延べ面積等

飲食店の面積は、原則として食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可申請の際に申請書に記載した延べ面積を「事業の用に供する床面積」、調理場の面積を「食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分の床面積」とします。

イ 飲食店営業許可申請書に延べ面積等の記載がない場合など

飲食店営業許可申請書に延べ面積等の記載がないなど、営業許可申請書に記載した延べ面積等を用いることができない場合には、施設管理者が飲食店営業許可申請書に記載する場合と同様の考え方で図面等を作成して求積のうえ、県に確認を求めるとします。

ウ 内のりで求積した場合

飲食店の営業許可申請では、内のりの面積を用いている場合があることから、図面等を作成し求積する際に、内のりの面積を用いることも可能です。

（2）他の公共的施設と共用する区域の面積の取扱い

複数の公共的施設が所在する建築物に入居している飲食店で、営業許可申請書の延べ面積等に、他の公共的施設と共用する区域の面積が含まれている場合は、他の公共的施設と共用する部分（例：トイレ）の面積を、事業の用に供する床面積には算入しません。

ただし、空間的に分離している場合であっても、当該飲食店が専用利用する部分は算入します。

（3）飲食店の営業許可申請書に記載した延べ面積に他の公共的施設的面積が含まれている場合の取扱い

飲食店の営業許可申請書に記載した延べ面積に、他の公共的施設の部分の面積が含まれている場合は、飲食店以外の部分の面積は、事業の用に供する床面積に算入しません。

例えば、経営者が同一であっても、飲食店とみやげ物店のように互いのサービス提供に当たり、サービス内容及びサービス提供区域が重なり合わないものは、それぞれが独立した公共的施設となります。

ただし、イトインのベーカリーのように、サービス内容及びサービス提供区域が

重なり合い、飲食店のみが独立した公共的施設と判断されない場合は、当該施設全体が、一つの公共的施設となります。

参考：この場合、飲食店の営業許可申請書に記載した延べ面積に他のサービス提供に係る区域（パン等を陳列し販売している区域）が含まれている場合は、施設全体が飲食店となり、延べ面積に他のサービス提供に係る区域が含まれていない場合は、施設全体が別表第二（４）のその他のいずれにも該当しないサービス業を営む店舗となります。

（４）住居併用店舗における住居部分の面積の取扱い

住居併用店舗における飲食店において、営業許可申請書に記載した延べ面積等に住居部分の面積が含まれている場合、専ら住居として利用している区域は、事業の用に供する床面積に算入しません。

（５）屋外と判断されるテラス席の面積の取扱い

テラス席を併設する飲食店において、営業許可申請書に記載した延べ面積等にテラス席部分の面積が含まれている場合、屋外と判断されるテラス席の区域は、事業の用に供する床面積に算入しません。